

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>令和3年4月1日に定時制の課程を置く市町村立高等学校（五條市立西吉野農業高等学校）が設置されることに伴い、教育長に委任することができない事務に係る規定を整備するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任 教育長に委任することができない以下の事務について、対象となる職員に県費負担教職員である市町村立高等学校教職員を追加するもの。</p> <p>(1) 職員の人事の基本方針の決定 (2) 職員の任免、分限、懲戒処分 (3) 職員にかかる勤務時間その他の勤務条件の決定 (4) 職員の研修の一般方針の決定 (第2条関係)</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関の職員」を「委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」に改め、同項第八号中「（市町村立義務教育諸学校を含む。）」を削り、「職員」の下に「並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」を加え、同項第十号中「委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員」を「委員会の所管に属する学校の職員及び法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」に改め、同項第十一項中「委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関職員」を「委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部を改正する規則
 (案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(権限委任)</p> <p>第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の人事の基本方針の決定</p> <p>八 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任免、分限、懲戒処分</p> <p>九 略</p> <p>十 委員会の所管に属する学校の職員及び法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員にかかる勤務時間その他の勤務条件の決定</p> <p>十一 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の研修の一般方針の決定</p> <p>十二 二十四 略</p> <p>2 略</p>	<p>(権限委任)</p> <p>第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 事務局及び委員会所管の学校(市町村立義務教育諸学校を含む。)その他教育機関の職員の人事の基本方針の決定</p> <p>八 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関(市町村立義務教育諸学校を含む。)の職員の任免、分限、懲戒処分</p> <p>九 略</p> <p>十 委員会所管の学校(市町村立義務教育諸学校を含む。)の職員にかかる勤務時間その他の勤務条件の決定</p> <p>十一 事務局及び委員会所管学校(市町村立義務教育諸学校を含む。)その他教育機関職員の研修の一般方針の決定</p> <p>十二 二十四 略</p> <p>2 略</p>